

平成26年度補正予算 地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金
 (地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業)
「公募要領」改訂について

公募要領の内容に下記の通り改訂いたします。

【改定箇所 公募要領2ページ】

改正後	改正前
<p>同一事業所において（A類型）と（B類型）両事業への申請は不可。</p> <p><u>（A類型）と（B類型）ともに導入しようとする設備について、生産性向上設備投資促進税制を利用される場合は、本補助金の交付を受けることはできない。</u></p>	<p>同一事業所において（A類型）と（B類型）両事業への申請は不可。</p> <p>（A類型）と（B類型）ともに<u>生産性向上設備投資促進税制との併用は不可。</u></p>

【改定箇所 公募要領10ページ】

改正後	改正前
<p>（2）他の補助事業等との調整</p> <p>① 同一事業所において（A類型）と（B類型）両事業への申請はできない。</p> <p>なお、同一事業者の申請であっても、異なる事業所の申請であれば（A類型）と（B類型）の両事業へ申請することができる。</p> <p>② 本補助金と、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）との併用はできない。</p> <p>③ 本補助金とエネルギー環境負荷低減推進税制（グリーン投資減税）の併用はできない。</p> <p>④ <u>導入しようとする設備について、生産性向上設備投資促進税制を利用される場合は、本補助金の交付を受けることはできない。</u></p> <p>その他の税制優遇との併用可否については、それぞれの税制担当窓口にお問い合わせのこと。</p>	<p>（2）他の補助事業等との調整</p> <p>① 同一事業所において（A類型）と（B類型）両事業への申請はできない。</p> <p>なお、同一事業者の申請であっても、異なる事業所の申請であれば（A類型）と（B類型）の両事業へ申請することができる。</p> <p>② 本補助金と、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）との併用はできない。</p> <p>③ 本補助金と、エネルギー環境負荷低減推進税制（グリーン投資減税）<u>および生産性向上設備投資促進税制との併用はできない。詳しくは、以下ホームページを参照。</u></p> <p>http://www.enecho.meti.go.jp/greensite/green/index.html （エネルギー環境負荷低減推進税制）</p> <p>http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html（生産性向上設備投資促進税制）</p> <p>その他の税制優遇との併用可否については、それぞれの税制担当窓口にお問い合わせのこと。</p>